

シンガポールにおけるデジタルインボイスを中心とした GSTの現況と問題点

山元 俊一

要約

本稿では、シンガポールにおけるGSTの現況を把握し、デジタルインボイスについて検討を加えていく。さらに、GSTの調査やGSTをめぐる詐欺の内容を明らかにする。またGSTの脱税についての対処方法を報告し、デジタルインボイスとの関わりを説明する。

シンガポールでは、2018年より欧州のPeppol方式を採用することによって、物理的な文書の代わりにデジタル文書を使用することで、企業の効率を改善し、コストを削減し、緑の環境を保全するのに役立つことが期待されている。また、デジタルデータを他の分野でも活用することが可能となる。

わが国でも、Peppol方式を導入しようとしていることから、シンガポールのデジタルインボイスの状況を参考として、課題を考察する。

キーワード：シンガポールGST、付加価値税、インボイス方式、デジタルインボイス、Peppol

I. はじめに

シンガポール共和国(The Republic of Singapore、以下「シンガポール」とのみ表記する)の国土の土地面積は728.3平方キロメートルで東京都の23区全体の面積627.5平方キロメートルをやや上回る程度である。人口は2021年現在で545万人である¹。アジア経済の中心的役割を果たしており、金融センターのハブとしての機能を有している。

シンガポールでは、1994年4月1日より付加価値税(Goods and Service Tax、以下「GST」と称する。)を導入している。シンガポールの付加価値税制度では、EU型のインボイスによ

る仕入税額控除方式を採用している。また、シンガポールでは、2018年よりデジタルインボイスを採用している²。このデジタルインボイスの方式は欧州のPeppol方式を導入している(Peppol方式については、3(1)①を参照のこと)³。

2022年12月14日より16日まで、東京税理士会の国際部で、シンガポールの税制視察を行った。その際に筆者も帯同し、シンガポールのデジタルインボイスについて調査を行った。そこで、この点も参考にしながら、シンガポールにおけるGSTの現況を説明し、デジタルインボイスについて検討を加える。さらに、GSTにおける調査やGSTをめぐる詐欺・脱税の対応を紹介

して、それらに対応する方法を紹介する。

そして、わが国においても2023年10月1日よりインボイス方式が導入される予定である。わが国のデジタルインボイスも、Peppol方式を導入することとなっている⁴。

そこで、デジタルインボイスを先行採用しているシンガポールGSTの状況を明らかにして、そこで生じている問題点を掲げる。そして、わが国におけるデジタルインボイス導入における示唆としたい。

Ⅱ. シンガポールのGST

1. シンガポールGSTの特徴

(1) GSTの計算体系

① GSTの概要

シンガポールは、GSTという名称でEU型のインボイス方式による付加価値税制度を採用している。

税率は、2023年1月以降の税率は8%である。それまでの税率は、7%であった。2024年1月1日より9%と、2段階で税率が引き上げられる予定である。シンガポールGSTでは、事業者登録制度があり、事業者登録を行った事業者は、輸出免税売上などのように売上が「0」と評価あるいはGST法第33条において非課税とされない限り、シンガポールでのすべての商品およびサービスの売上高に対して8%のGSTを請求し、それを計上する必要がある⁵。また、商品やサービスの輸入に対してもGSTが課せられている。

非課税の商品としては、例えば、家具なし居住用不動産の売買、貴金属の輸入、金融サービス、デジタル決済トークンなどがある⁶。

GSTは課税期間内に生じた売上などにより請求した売上税額 (Output Tax) から、仕入や経費支払、あるいは輸入などにより支払った仕

入税額 (Input Tax) の差額が納付あるいは還付されることとなる。つまり、GST申告書には、Output TaxとInput Taxの双方を申告する必要がある⁷。Output TaxがInput Taxよりも多い場合は納付であり、Output TaxがInput Taxよりも少ない場合は還付となる。

GST申告書は課税期間終了後1カ月以内にIRASに提出する必要がある。一般的には、四半期ごとに課税期間を設定して申告を行っている⁸。

② GSTの設計指針

シンガポール付加価値税を導入する根拠は、それまで直接税依存だった税源を間接税の依存度合いを高めるために導入された。導入当初は、シンガポールにおける特殊事情を考慮する必要があった⁹。

その特殊事情とは、シンガポールにおいては、GDPに占める輸出入の占める割合が高いこと。また、金融部門の規模が他国に比べて大きいことから、一般的な付加価値税が機能するかどうか疑問視されていた¹⁰。そこで、シンガポールにおける付加価値税の導入にあたっては、シンガポールの経済金融事情を考慮した付加価値税制度を設計して導入されている。

具体的には、GSTは基本的にすべての財貨およびサービスを課税対象としている。この点は、一般的な諸外国の付加価値税においても同様の措置が取られている¹¹。

商品の輸出や一定の国際サービスに該当するものは0%課税扱いとなる。また、シンガポール国外で行われるいわゆる三国間貿易や、金融サービス、住宅用不動産の販売・レンタル、金などの取引は課税対象外とされている¹²。

2018年税制改正により、2020年1月から輸入サービス、2021年税制改正により、2023年1月から少額輸入物品や教育関連、フィットネス関

連、遠隔医療等のライブ配信されるB2Cの非デジタルサービスに対してもGSTが課税されることとなった¹³。輸入に際しては輸入通関時点で、原則あらゆる商品にGSTがシンガポール税関により徴収される。輸入品が自由貿易地区（FTZ）や指定保税倉庫に搬入される場合、再輸出を前提とした一部加工が国内で行われる場合、修理や展示会出展のため一時的に国内に輸入される場合など、輸入時点でGSTの徴収が猶予または免除されることがある¹⁴。

(2) 事業者登録

① 事業者登録の概要

GSTの事業者登録は制度上、2019年1月以降、1暦年の課税売上高が100万シンガポールドル超の企業はシンガポール国税庁（IRAS）にGST事業者登録を行い、自社の商品やサービスを国内で販売・提供する際にGSTを課す義務がある。また、リバースチャージや海外ベンダー登録制度による場合も登録を行う必要が出てくる場合がある¹⁵。

年間課税売上高が100万シンガポールドル以下の企業でも、任意でGST事業者登録をすることができる¹⁶。一般的に、GST事業者登録事業者は、GST事業者の登録前に商品およびサービスの購入に関して発生したGSTについては、GST事業者登録をした後に使用された商品・サービス、あるいは課税物品の生産のために使用されたとみなされる部分だけを控除または還付申請することができる¹⁷。GST事業者登録前後の期間をまたいで購入した商品またはサービスが使用される場合には、事業者はGST事業者登録前に使用された商品およびサービスの内容に応じ、GST事業者登録後に作られた商品に貢献する部分のみ控除または還付請求をすることができる¹⁸。

このGSTの計算方法を容易にするために、

GST事業者登録事業者は、GST事業者として登録した日の直前の6カ月以内に購入したが、消費（使用）していない商品、不動産賃借料、その他の商品およびサービスについては、一定の条件を満たすものは登録前のGSTについてもすべて控除または還付請求することが認められることとなった（デジタルインボイスの事業者登録方法については、後述する）¹⁹。

② 事業者登録者の責任

GSTに登録された事業者の責任として、GSTを顧客にインボイスを発行して請求することと、それにもとづく会計処理を行い、GST申告書の期限内申告、適切な記録の保持、GSTを含んだ価格表示を行う義務がある。登録事業者は、登録承認書に記載された登録発行日からこれらの義務を果たしていかなければならない²⁰。

また、GST事業者登録事業者は、GST申告をサポートするため、少なくとも5年間は適切な事業記録と会計記録を保持する必要がある²¹。

(3) 仕入税額（Output Tax）控除の要件

仕入税額（Output Tax）の控除要件は、次の3点である。

1. GST事業者登録されていること。
2. 商品またはサービスが受給者に供給されるか、輸入したこと。
3. 商品またはサービスが事業目的で使用されている、または事業目的で使用する予定であること²²。

(4) 証憑の内容と保存

事業者が通常で備えるべき証憑としては、①発行したタックスインボイス、②受領したタックスインボイス、③領収書、④クレジット・ノートが一般的な書類である。これらの書類

は、取引における供給者と受給者の間の重要な記録として機能することになる²³。そして、これらの証憑はGSTの申告を補完するため、最低でも5年間は保存する必要がある²⁴。

(5) 申告・納付

GST事業者登録をしている法人は、原則として毎四半期ごとにGSTの計算結果を電子申告しなければならない²⁵。申告・納付期限は、各四半期の計算期間終了日から1カ月以内とされている²⁶。

例えば、12月決算法人の場合、1～3月までの期間に係るGST申告を4月末までに提出することになる²⁷。

2. シンガポールにおけるインボイス方式の内容

(1) インボイス方式の概要

① インボイスの必要的記載事項

インボイスに記載すべき必要的記載事項として、次の点が掲げられている²⁸。

- a. 「TAX INVOICE (タックス・インボイス)」という表題を記載
- b. インボイス番号
- c. インボイスの発行日
- d. インボイス発行者の事業者名、住所、GST登録番号
- e. インボイス受領者の氏名、住所
- f. 販売される商品またはサービスの内容と販売方法
- g. 販売される商品またはサービスの数量と単価と税抜本体価格
- h. 値引金額
- i. 税抜総合計支払額、税率、税額
- j. 税込総支払額
- k. 非課税、免税、その他販売方法ごとに区分し総額を記載した内訳

② インボイスの交付義務

なお、取引総額がGST税込で1,000シンガポールドルを超える場合には、簡易なインボイスは認められず、上記の必要事項を満たしたインボイスを交付する義務が生じる。例えば、インボイス受領者の氏名と住所の代わりに「現金」と記載するのみである場合など、必要事項の省略は認められない。取引総額がGST税込で1,000シンガポールドル以下であれば、簡易なインボイスないしクレジット・ノートでも足りる(下記2(2)①参照)。インボイス受領者が登録事業者の場合、仕入税額控除を受けるためには有効なインボイスが必要である²⁹。

インボイスは、取引ごとに原本を1枚だけ発行することができる。もし、顧客であるインボイス受給者が、インボイスあるいは簡易インボイスを紛失した場合には、「コピー」または「控え」(複製)と記載したインボイスを発行することができる³⁰。

(2) 簡易インボイスの概要

① 簡易インボイスの記載事項

取引総額がGST税込で1,000シンガポールドル以下であれば、簡易インボイスを発行することができる。簡易インボイスは正式なインボイスに比べて、例えば、顧客であるインボイス受給者の氏名省略など、記載事項が簡略化されている。簡易インボイスの記載事項は次のとおりである³¹。

- a. インボイス供給事業者の氏名、住所、事業者登録番号
- b. インボイスに付された請求書番号などの識別番号
- c. 事業種別
- d. インボイスの発行日
- e. 販売される商品またはサービスの内容
- f. GST税込支払総額

g. 「価格にはGST税額が含まれています」という税込である旨の表記

(3) インボイスの代替としての領収書

① 領収書の記載事項

取引相手が、登録事業者でない場合もしくは最終消費者である場合は、インボイスの発行に代えて領収書を発行することができる。ただし、発行した領収書の「控え」は保存しておかなければならない。領収書には、次の事項を記載する³²。

- a. 事業者の氏名とGST登録番号
- b. 領収日付
- c. GST込みの総支払額
- d. 「価格にはGST税額が含まれています」という税込である旨の表記

上記の要件を満たした領収書の発行は任意でIRASが強制しているものではない。ただし、領収書を発行しなかった場合でも、事業者は収入を完全かつ正確に記載することを求められている

すべての収入取引が正しく行われたことを示すためには、十分に文書化された調査証跡が必要となる。この調査証跡は、税務目的で記録され申告の証憑をもとに作成されるものである。例えば、レジスターの利用等の商取引に利用して、慣行化していくこと。あるいは会計ソフトウェアを駆使して、適切にすべての取引を記録する必要がある。

なお、この場合に注意すべきこととしては、次の2点が掲げられる。

- a. 顧客に領収書を請求された場合には、発行する必要がある。
- b. GST登録事業者は、1,000シンガポールドルを超える販売については、GST法の下で

必然的にタックスインボイスを発行する必要がある。

領収書発行の免除は、事業者の任意選択であるのに対して、インボイス発行の免除は法律で限定されているため、インボイスを発行することが原則となる。

3. シンガポールにおけるデジタルインボイスの内容

(1) シンガポールのデジタルインボイスの概要

① デジタルインボイス導入の目的と効用³³

シンガポールのデジタルインボイスは、欧州で開発されたPeppol (Pan European Public Procurement Online) 方式を2018年より採用している³⁴。

Peppolとは、「請求書(インボイス)などの電子文章をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」のグローバルな標準仕様である³⁵。本部はベルギーにあり、国際的非営利組織である。Open Peppolという呼称で組織の管理を行っている。全世界約30か国以上で利用が進んでいる³⁶。

具体的には、シンガポールではSG Peppol BIS Billing 3.0バージョンを採用している。このバージョンは、EUにおけるEuropean Peppol BIS Billing 3.0をシンガポール向けに改良したものである³⁷。

このPeppolは、アクセスポイント(AP)の送受信間で交換される電子文書を標準化していくことが可能となる。

シンガポールでは、Peppolを採用することによって、物理的な文書の代わりにデジタル文書を使用することで、企業の効率を改善し、コストを削減し、緑の環境を保全するのに役立つことを目的としている³⁸。

それによって、一連の社内処理を自動化・合理化することが可能になる。その結果、大幅な

コスト削減が実現できる。会計は大幅に自動化され、承認プロセスは簡素化および合理化される³⁹。支払いはタイムリーにスケジュール化され、調査は自動化されることとなる。

② デジタルインボイスの一般的な流通プロセス

インボイスの一般的な流通プロセス（ワーク・フロー）では、供給者（販売者）から受給者（購入者）へのインボイスとクレジット・ノートの発行と送付、および受給者側のインボイスの受信と処理が含まれる。

インボイスの一般的な流通プロセスは、次のようなワーク・フローとなる。

- a. 供給者がインボイスを発行して受給者へ送付する。取引契約またはフレーム契約を参照する場合がある。インボイスには、商品番号または品目を含む商品内容およびサービス内容を記載することができる。
- b. 受給者はインボイスを受け取り、それをインボイス管理システムで処理することにより、次のイ. からハ. のいずれかの結果に至ることとなる。
 - イ. 受給者がインボイスを完全に承認し、それを会計システムに転記して、支払いを受けるために渡す。
 - ロ. 受給者はインボイスを完全に拒否し、供給者に連絡してクレジット・ノートを要求する。
 - ハ. 受給者はインボイスの一部に異議を唱え、供給者に連絡して、クレジット・ノートと新しいインボイスを要求する。

以下のP1～P9について、シンガポール Peppol BIS プロファイルを使用した基本的な請

求プロセスを示している。このプロセスは、インボイスとクレジットの両方が電子的に交換されることを前提としている。

このプロファイルは、次の請求プロセスの流れを辿ることとなる。

- P1 契約によって発注した商品およびサービスを納品することによるインボイスの発行
- P2 契約に基づく商品およびサービスの納品の請求
- P3 付帯購入注文書の配送の請求
- P4 前払い
- P5 スポット決済払い
- P6 発送前支払い
- P7 発送通知とインボイスの照合
- P8 発送通知と受領通知の照合
- P9 空のパッケージの返品など、さまざまな理由で発行されたマイナスの金額のクレジット・ノートまたはインボイスの交付

③ デジタルインボイス事業者登録簿

事業者がデジタルインボイスの Peppol に対応しているかどうかは、シンガポールデジタルインボイス事業者登録簿（SG Peppol Directry、以下 SGPD）で検索できる⁴⁰。

この、SGPDは、Peppol ネットワーク上にあるデジタルインボイス登録事業者を確認するために、簡易な検索機能を提供するものである。検索者が検索した場合、検索結果として次の項目が開示される⁴¹。

- a. 会社名
- b. 会社の Peppol ID
- c. ペポルネットワークへの登録日
- d. 会社が受け入れたドキュメントの種類

この一括検索ツールを使用すると、ユーザー

は、シンガポールPeppolディレクトリと照合する会社の登録番号であるUnique Entity Number（以下、UEN）を使用して、CSV形式またはExcel形式のファイルをアップロードすることが可能となる。UENが見つかった場合、システムは、Peppol ID、会社名、サポートされているドキュメントタイプ、および会社の登録日とともに、検索結果を含むCSVファイル情報が提供されることとなる⁴²。

④ デジタルインボイスの機能

インボイスには、関連する（内部）業務プロセスに関連する機能をサポートする場合があります。このPEPPOL BISは、たとえば、次のような機能をサポートすることができます。

a. 会計照合業務

契約書、発注書、納品された商品およびサービスに対するインボイスとの照合

b. 付加価値税申告業務

c. 調査業務

d. 支払業務

⑤ インボイスに直接付帯しない機能

次の業務の明示的なサポートはインボイスの機能に直接付帯していないが、間接的に附帯させることは可能である⁴³。

a. 在庫管理業務

b. 配送業務

c. 通関手続業務

d. マーケティング

e. 財務報告

⑥ 会計業務

業務取引記録を金融口座に記録することは、インボイスの主な目的の1つである。

すべての課税対象者は、GSTが適用されるため、適正な財務会計の実践とGST規則に従って、その適用状況が税務当局によってチェックされるのに十分な詳細情報を記録しておく必要がある。そのため、インボイスは、借方側と貸方側の両方で記帳を可能にする伝票および明細レベルの情報を提供する必要がある。

⑦ インボイスの確認

このインボイスの業務プロセスは、受給者の内部業務管理の一部を形成する。インボイスは、実際の商取引を適正に反映するものでなければならない。

請求書の検証のサポートは、請求書の重要な機能の一つである。インボイスには、関連する既存の文書（電子または紙など）を検索するのに十分な情報が記載されている必要がある。

⑧ 関連する発注書等の情報

関連する発注書等の情報として、次の点が掲げられる。

a. 発注の元となる契約

b. 契約の根拠となった入札の募集

c. 購入者情報

d. 商品またはサービスの受領確認

e. 配送に関する情報

また、インボイスには、受領したインボイスを検証して承認していくために責任のある当局、担当者、または部門に転送できるようにするための十分な情報が含まれている必要がある。

4. デジタルインボイスとの連携

(1) デジタルインボイスと会計業務との連携

シンガポールでは、IRASが電子申告のソフトの認証を付与して、民間の電子申告ソフトを

公認している。シンガポールでは、税務会計ソフトを使用するか、アプリケーションプログラミングインターフェース（API）を介して、IRASに公認されたソフトウェアからデータをIRASに送信することによって、法人税（CIT）やGSTの申告書を提出することが可能となる。このことを#SFFS（Seamless Filing From Software）という。この場合の公認ソフトウェア（ASR+）は、デジタルインボイスとも連動している。ただこの連動の程度は、料金体系があり、どの程度まで連携を求めるのかは、コストと成果の比較衡量で決まるため、各事業者によって異なる。

この公認ソフトウェア（ASR+）による申告は、税務申告を行う者に以下のようなメリットをもたらすと考えられている⁴⁴。

① 業界のデジタル化に後れを取らないで時代の流れについていける。

デジタル化の必要性はパンデミック後に重要性を増している。事業者は、このパンデミック後の新しい動き方に適応する必要が出てきた。その際に、デジタル化を進める必要性と緊急性はさらに高まっているため、#SFFSの導入によると、デジタル化のフォローアップが可能となる。これによって、税務担当者のデジタル化を支援し、プロセスにおけるより価値の高い作業のためにリソースを開放するという方向性に沿ったものとなると考えられる。

デジタル化の早期導入者は、より早くデジタル化による恩恵を享受して、競合他社よりも競争上の優位性を獲得することができることとなる。

② 提出の適時性と正確性の向上

一連のインボイス業務が自動化されているので、手動で入力する必要がない。このため、

ファイリングに必要な時間と潜在的な転記エラーを削減していくことが可能となる。また、税務申告についても連動するため、税務申告の精度が向上している。

③ 生産性の向上

納税申告書の作成と提出時間の削減にも貢献することになり、人件費や生産性の向上につながる。#SFFSによると、10分で申告書の提出が完了し、申告にかかる時間のおよそ1/3が節約できるという例も見受けられる。

④ 生産性の向上によるバリューチェーンの強化

生産性が向上することにより、その経営資源をより大きな価値と潜在的なサービスを顧客に提供することが可能となる。例えば、時間的に余裕ができると、アドバイザリーサービスをより充実させることが可能となる。そうすることによって、より高い収益につながる可能性があり、またよりよい魅力と人材開発に繋がる可能性が出てくるという相乗連鎖が生じる可能性がある。

⑤ 申告期限の延長とペナルティの軽減

#SFFSによると、一定の場合、法人税の申告期限が、個別申請をすることなく15日間自動的に延長されることになる。

また、GSTの場合は、申告書を提出してソフトウェアに問題またはエラーが発生した場合には、申告期限が2週間延長される。こちらは申告期限の3日前までに申請をする必要がある。

さらに、ソフトウェアの使用に慣れていない等のため、納税申告書に誤りがあった等で一定の場合には、ペナルティが免除されることとなっている。ただし、脱税の意図など故意・過失がある場合には適用されないこととされてい

る⁴⁵。

(2) Peppol採用国との連携

Peppolは、全世界で約30か国が利用している。デジタルデータのため、Peppolを採用している諸外国の国々との連携が可能である。そこで、シンガポールでは、オーストラリアとデジタル経済協定を2020年3月に結んだ⁴⁶。

この協定によって、データセンターの設置義務などを設けずに国境を越えたデータ流通が可能となるほか、ソースコードの保護、互換性のあるデジタルインボイスや電子決済システムの構築、消費者にとって安全なオンライン環境の確立など、企業や消費者がデジタル貿易や経済のデジタル化によって利益を得られる環境を提供する事が可能となる。

両国は、企業や消費者によるデジタル経済の活用を促進するため、①データ・イノベーション、②AI、③貿易円滑化、④デジタルインボイス、⑤電子認証、⑥個人データ保護、⑦デジタルアイデンティティーに関する協力覚書を締結した。

データ・イノベーション分野では、匿名データの共有に関する共同プロジェクトを実施する。AI分野では、技術開発や人材育成、倫理基準策定などの協力を行う。また、ペーパーレス取引システムの開発、デジタルインボイスの共通規格「汎（はん）欧州オンライン公的調達（Peppol）」に基づいた電子インボイスの相互運用、農産物取引での電子認証などを進める。さらに、個人情報やプライバシー保護に関するベストプラクティスの共有、デジタルアイデンティティーを用いた相互認証に関する政策枠組みの開発なども行うことを目的としている。今後は、このような連携が増えてくると考えられる。

Ⅲ. GST調査と詐欺・脱税対応

1. GSTの調査概要

(1) 税務調査と税務捜査

IRASが行う税務に関する確認プロセスとして、税務調査（tax audit）プロセスと税務捜査（tax investigation）プロセスがある。両者は、取り扱いが異なる種類のプロセスである。

税務調査プロセスは、納税者の納税申告に対する調査という色合いが濃く、主たる目的は誤りを修正し、納税者を教育することである。

一方、税務捜査プロセスは通常、脱税が疑われる納税者に対して行われるもので、この捜査の目的は、何らかの税務犯罪が行われていないかを判断するためにすべての事実を明らかにすることである。

(2) 調査部門と調査手法

調査対応は、税目によってIRAS内の異なる税務管理部門が担当することとなる。詳細は以下の通りである。GST部門の配置が120人と一番多いことから、規模の大きさやその重要性がわかる。

税目	担当部署	調査実施職員数
個人所得税 （「IITD」）	個人所得税部	60人
法人税 （「CTD」）	法人税部	74人
消費税 （「GST」）	消費税部	120人

スクリーニングプロセスは、調査対象の選択を指す。IRASでは、リスクベースのアプローチを採り、予測アナリティクスを用いるか、収入抑制要因、過剰な経費計上、低い粗利益率や低い調整後利益率などの財務比率の不良といった特定のリスク要因を用いて、リスクの高い

ケースを選択して調査を行う。

既存および新たなリスク、納税者のライフサイクルの各段階（新たに設立登記したか、「成熟」期か、閉鎖登記抹消に向かっているか）に起こりうる誤処理の種類を特定するため、納税者をプロファイリングする。また、特定業界に固有に生じるリスクも考慮する。リスクベースの観点から資源と調査方法を展開し、不遵守を予防、検出、抑止していく。より有効かつ効率的に不遵守や不正を特定するためにデータアナリティクスツールの使用を採用している。

(3) GST調査業務

企業は、内部統制の手段として自社を内部調査するか、法的義務の一環として外部の関係者によって調査されるケースがある。

財務会計は定期的で継続的なプロセスであるが、調査は会計が正しく行われたことを確認するための個別のレビュープロセスである。調査過程では、インボイスの特定の情報要件が調査されることとなる。これらの情報要件は主に、会計取引の真正性と完全性の検証を可能にすることに関連した調査が行われる。

① GST調査について

このPeppol BISに準拠したインボイスは、以下に掲げる十分な情報を提供することにより、調査プロセスをサポートすることとなる。

- a. 関連する供給者と受給者の識別
- b. 説明、価値、数量を含む、取引された製品およびサービスの識別
- c. 請求書を支払いに結び付けるための情報
- d. インボイスを契約書や発注書などの関連文書に結び付けるための情報

その結果、インボイスは、GST関連の情報を

供給者から受給者に伝えるために使用され、供給者と受給者がGSTの予定納税と申告を正しく処理できるように機能することとなる。

このため、インボイスには、受給者と調査人に対して、インボイスがGSTの観点から正しいかどうかを判断できるための十分な情報が含まれている必要がある。

つまり、インボイスが、シンガポールGST規則に従って作成されていること、GSTの税額の決定にあたり、その税の計算および根拠説明を可能にするような情報が含まれている必要がある。

(4) 調査結果

調査で見受けられるよくある誤処理には次のようなものがある。

- ① 控除が認められない仮払GSTの計上
- ② 贈答または固定資産売却に対する仮受GSTの申告漏れ
- ③ 輸出証明書類の不備

意図的な不正やGSTの脱税などの重大な違反は、調査案件のうち1%未満と少ない。

調査完了後、修正がない案件（申告是認）もある。その場合、そのような案件に対する手順としては、フォローアップの手順が存在している。この手順によると、一般的に、担当調査官が最終レベルのチェックを行って（および、その後上司が承認）、該当する基準が満たされていることを確認し、案件を終了する前に上司の承認を得るというプロセスを辿る。

(5) 大企業の調査

大企業は、全GST納税者数の2%を占めている。大企業の納税額はGST納税総額の50%以上を占めている⁴⁷。

大企業の特徴として、複雑なビジネスの取り

決め、国境を越えた取引を扱うことが多く、膨大で価値の高い取引を行っている。大企業はまた、財務機能を海外のシェアードサービスセンターにアウトソーシングしたり、リストラを実施したりしている。

このように、大企業は複雑で国際的な業務を行っていることから、一連のシステムやプロセスで事業取引を捕捉できない場合が生じる可能性がある。このような場合に、税務エラーが発生する可能性が高くなる。

IRASは、大企業のGST申告を正確に把握するため、2015年以来、GST調査を強化してきた。現在までに、金融サービス、卸売、小売、製造、不動産・建設など、さまざまな業界の308の大企業に対して調査を実施した。

その調査の結果、これらの企業の77%がGSTエラーを犯し、回収された税金と罰金の総額は7,319万シンガポールドルとなっている。1ケースあたりの平均税収額は308,000シンガポールドルであった。大企業によるGSTエラーは多様であり、様々な事案が考えられる。代表的な事例として、例えば、次のようなケースが列挙される。

- ① 根本的な誤り（例 ブロックされた仕入税額の請求、供給の誤分類）。
- ② 非貿易領収書に適用される誤った税務上の取り扱い。
- ③ 請求システムの外部でやりとりされた領収書の発行の省略。
- ④ 複雑な取引に対する税法の誤用から生じる技術的エラー。
- ⑤ GST固有の規定（商品のみなし贈与、仕入税の配分など）を遵守しなかった場合。

税務エラーの大部分は、販売と購入の税分類に関する限定的なチェックによる限界によるものである。あるいは、GST規則およびその改正

に関するスタッフのトレーニングの欠如、GST関係証憑に関する要件の不十分なチェックなど、GSTプロセスの不十分な管理に起因している。また、機能ユニット間のデータ通信の失敗などによるものも見受けられた。

このような調査結果から、税務リスクを効果的に管理し、正確なGST申告を確保するために、大企業がGSTにおける卓越したシステムの創作と業務管理を強化していく必要があることを示唆している。

大企業は、GSTの影響を十分に考慮しておく必要がある。その際に、複雑または新しいビジネスの形態に配慮していく必要がある。財務・税務従事者は、会社のGST申告業務に影響を与える可能性のあるGST規則の変更に遅れないようにフォローしていく必要がある。

(6) 価格表示に関する調査

IRASは、主に食品ケータリング、フィットネス、ウェルネス業界の193のGST登録企業の価格表示の調査を実施した。調査されたこれらの企業のうち、86は価格表示を修正する必要があった。GST法に基づく要件を遵守しなかった場合は37,500シンガポールドルの罰金を支払うこととなる。

GST登録事業者は、消費者が商品やサービスに対して支払わなければならない最終価格を前もって知ることができるように、GST込みの価格を目立つように表示、宣伝、公開、または引用（口頭または書面）する必要がある。

IRASに調査されて、誤りが見つかった企業のうち、ほとんどの企業の誤りは、公表価格がGSTの対象であるが、表示価格にGSTの金額を含めなかった、またはGST込みの価格がGST抜きよりも目立たないことを示していたケースなどである。

要件に準拠していないGST登録企業は、最初

の場合でも、最大5,000シンガポールドルのペナルティを支払うこととなる。

IRASは、反抗的な犯罪者を起訴することを躊躇していない。

このように、重い罰則を回避するために、GST登録事業者（サービス料を課すホテルおよび飲食業界の事業を除く）は、価格表示を直ちに見直して、法律を遵守する必要がある。

2. 行方不明取引業者詐欺（MTF詐欺）

(1) 行方不明取引業者詐欺（MTF詐欺）の概要

IRASは現在、行方不明取引業者詐欺（Missing Trader Fraud, =MTF）に関与する企業の調査と調査の取り組みを集中させている。このようなケースは、高度なデータ分析を使用して検出される。また、その他の情報源として、内部告発者からの告発も含まれる⁴⁸。

企業は警戒を強化して、GSTをだまし取る目的で組織化された犯罪に巻き込まれないようにする必要がある⁴⁹。

この行方不明取引業者詐欺とは、EUでもよく見られる詐欺である。取引相手が消失してしまうことにより、騙されて、損害を被る詐欺である⁵⁰。

具体的には、行方不明取引業者詐欺の下では、企業グループがサプライチェーンを形成し、同じ商品がチェーンを通じて供給され、商品の最終販売がGSTの対象にならないようにするために、商品は最終的に海外に輸出されるよう仕組まれる⁵¹。

たとえば、サプライチェーンの上流に位置する売り手は、下流の企業への商品の販売にGSTを請求する。しかし、上流の売り手は、GSTをIRASに支払わないで、徴収したGSTをそのまま横領してしまう⁵²。そして、売り手がGSTを支払わず姿を消してしまうため、「行方不明の

取引業者（MTF）」と呼ばれている。

詐欺師は不正なサプライチェーンを形成するために、他人のIDを借用して、それを使用してビジネスを登録し、チェーン内の他の企業に対して架空のGST還付を請求できるようにする⁵³。

リスクのない保証された利益と引き換えに商品売買を実行するという詐欺師からの申し出を受け入れた場合には、どのような取引においても不正なサプライチェーンの当事者になってしまう可能性がある⁵⁴。

その結果、不正なサプライチェーンの当事者になって行方不明取引業者詐欺に加担してしまうこととなる。詐欺がIRASによって検出されると、詐欺師は、取引を搾取した氏名で登録してしまい、取引が搾取された者の氏名によって実行されることから、搾取された者が調査対象となる。そのような詐欺に関与していると認められる場合には、調査対象となり、詳細な調査が行われる⁵⁵。

GST還付が、行方不明取引業者詐欺の一部であった者への供給に対する仕入税額控除に関与していると合理的に疑われる場合には、GST還付支払いが猶予されることを調査官から通知される⁵⁶。

また、下記(2)の知識原則に基づく購入とされるものに対する仕入税額控除は否認されることになる。

購入が行方不明の取引業者詐欺の一部であることを知っていたはずであるという理由で否認された場合、仕入税額の金額に対して10%の加算税を支払う必要が出てくる⁵⁷。

しかも、このような詐欺が行われた場合には、GST事業者登録はIRASによって取り消される場合がある。また、税収の保全確保が必要な調査官によって、緊急的に現場で課せられた条件を遵守する必要があるケースが出てくる。

これらの条件に従わない場合には、GST事業者登録が取り消される可能性もある⁵⁸。

IRASはまた、GST詐欺に関与していることが判明した取引業者および仲介業者に対抗措置を講じることを躊躇しない。他人がGSTを回避するのを故意に支援する意図を持つ人は、過少申告された税額の最大10倍のペナルティを負担することとなる。10,000シンガポールドル以下の罰金、または7年以下の懲役に処せられる⁵⁹。

(2) 知識原則 (Knowledge Principle)

2021年1月1日以降、行方不明取引業者詐欺の一部であることを知っていた、または知っていたはずの購入に対しては、仕入税額控除を受ける権利がなくなった⁶⁰。この場合、仕入税額控除の請求は、形式的に仕入税額控除のすべての要件を充足していたとしても、IRASによって否認されることがある。このような否認のケースは、「知識原則」として知られている⁶¹。

(3) 行方不明取引業者詐欺の取引に巻き込まれるのを回避する方法

取引にあたっては、まず、事業者自身が次のような内容を知っておく必要がある。

- ① 事業者自身と取引相手との取引に関しては、行方不明取引業者詐欺の一部である可能性があるという合理的なリスクを伴うということを認識する。そして、次の点に配慮する。
- ② 当該取引について詐欺の一部であるかどうかを確認するための合理的なリスクに対する措置を講じていなかった場合には、その認識を持つ。
- ③ あるいは、合理的なリスクに対する措置を講じていたとしても、
 - a. 取引はそのような詐欺の一部ではなく、合

理的な人が行ったであろうものではないと結論付けた。

- b. 取引がそのような詐欺の一部ではないと結論付けることができなかった。
- c. 取引がそのような詐欺の一部であったかどうかについて結論を出さなかった。

取引の際には、どの段階にいるのか認識を持つ⁶²。

IRASは、企業が知識原則の適用を支援していくために3つの大きな柱を採用することを推奨している。これらの柱は、行方不明取引業者詐欺に引き込まれることを予防することに役立つこととなる⁶³。

①. 第1の柱

取引に関連するリスクを評価する。取引条件が良すぎて真実とはかけ離れている場合に注意する。

②. 第2の柱

販売先・仕入先をよく調べる。特に、新規の取引については、デューデリジェンスチェックを実施する。

③. 第3の柱

第1の柱と第2の柱で評価されたリスクとデューデリジェンスチェックの結果に対応した積極的な対策を講じる。

これらの3つの柱に加えて、次の点を考慮して、個人または事業主としてあるいは自らを守ることが常に忘れないようにする。

- ① 他人に自らの身元を不正な目的で使用させることを許可しない。
- ② 個人事業主、パートナー、会社の役員であろうと、自らの氏名が、事業者登録に悪用されることを許可しない。
- ③ 誤用を避けるために個人情報（識別番号やSinngaPass（マイナンバー）などのパスワード）を漏らさない。

このような対策が行方不明取引業者詐欺に対

処することとなる⁶⁴。

3. GST脱税と告発

(1) 脱税の定義

脱税とは、納税義務を軽減したり、過度の税額控除や還付を受けたりするために、誰かがIRASに活動に関する不正確または不完全な情報を故意に提供した場合をいう⁶⁵。

なお、GSTの租税回避の例としては次のようなケースが掲げられている⁶⁶。

- ① 架空の購入に対する仮払消費税の請求。
- ② 地方の課税対象供給に課される仮払消費税の省略。
- ③ 資格がない場合に観光客の払い戻しを請求する。

(2) GST回避の兆候

個人または企業がGSTを回避している可能性があることを示すいくつかの兆候として次のような点が掲げられている⁶⁷。

- ① 2セットのアカウントを保持する。
- ② 架空の経費または購入をサポートするために虚偽の請求書を提出する。
- ③ ゼロレートの商品の供給をサポートするために虚偽の輸出文書を提供する。
- ④ 顧客やサプライヤーに関する虚偽の情報を提供する。
- ⑤ 領収書や税額票の発行をしない。

ただし、これらの兆候を示した場合でも、すべての人や企業が、直ちに故意に脱税しているというわけではない⁶⁸。このような兆候は、GSTを回避しているリスクが高いと認識される一つのメルクマールとなる。

(3) 告発

IRASは真実を見つけ出し、脱税を犯した

人々に対して行動を起こすために、その問題点を調査する⁶⁹。

シンガポールで脱税した人を知っている場合、または税務関連の不正行為に関する情報を持っている場合は、報告テンプレートを使用してIRASに情報を提供できる。

保有している情報は、シンガポールの税制を誰にとっても公平に保つのに役立つ可能性がある⁷⁰。

情報提供者の身元と提供したすべての情報や文書は秘密にされる。匿名のままにすることもできる。また、情報提供者は、提供した情報や文書に関連して報酬を要求することができる。提供した情報や文書が、税金の回収につながる場合には、回収された税金の15%に基づいて100,000シンガポールドルを上限とする報酬が与えられることとなる。情報提供がなければ、全額税金の回収が失われる結果となっていた⁷¹。

報酬の対象となるには、次のことを行う必要がある。

報酬を要求していることを明確に述べ、氏名、識別番号を提供し、脱税報告を行う時点での連絡先の詳細と脱税を示す裏付けとなる文書または証拠とともに、関連性のある具体的な情報を提供する。

その後、本人確認のためにIRASに来所してもらう場合もある。IRASは、情報提供者の身元について、厳重に機密性が保持されることを保証している。

また、報奨を支払う場合には、脱税を行った当事者はもとより、脱税に参加、関与、支援、教唆、またはその「計画および開始」に関与し、IRASに虚偽または誤解を招く情報を提供した場合には対象にならない⁷²。

すべての報奨金の支払いは、調査が完了して税金が徴収された後、IRAS長官の裁量でのみ

行われることとされる。その時点で、IRASは報酬対象の情報提供者に連絡をする。なお、IRASは、税に関する秘密保持のため、規定により、告発者が報告したケースのステータスについて告発者に再確認したり、フォローアップアクションを開示したりすることはない⁷³。

IV. シンガポールとわが国のデジタルインボイスの共通点・相違点

(1) 共通点

シンガポールのデジタルインボイスとわが国のデジタルインボイスの共通点は、デジタルインボイスの方式として、Peppolを採用しているという事である。両国とも同じシステムを採用しているという点で、この点は、大きな共通点である。その背景には、デジタル化を推進することにより、バックオフィス業務の軽減ないし事務処理の自動化を目的としている。

デジタルインボイスを採用すると、紙のインボイスと異なり、データが標準化されている。このため、そのデータを体系化して汎用な用途に活用することができる。そうするとバックオフィス業務をデジタル処理することによって、業務の自動完結の実現が可能となる⁷⁴。

ところが、現状では、事業者のバックオフィス業務においては、「紙」と「デジタル」が交錯し、エンド・トゥ・エンドでデジタルに対応できていないことが、リモートワークなど自由な働き方や効率化・生産性向上を阻害しているという現状がある。「紙」と「デジタル」が混在している現状が効率化・生産性向上を阻害している⁷⁵。

そこで、この弊害の解決策として、官民連携のもと、グローバルな標準仕様であるPeppolをベースとして、デジタルインボイスの標準仕様の策定・その普及に向けた取組を行い、事業者

のバックオフィス業務のデジタル化完結の実現を目指している。つまり、デジタルインボイスを導入して、データを標準化することによって、バックオフィス業務のデジタル化完結を目指している。この点はシンガポールでも同じ状況である。

(2) 相違点

シンガポールのデジタルインボイスとわが国のデジタルインボイスの相違点は、シンガポールのデジタルインボイスは、標準化されたデータを取引当事者のみでなく、税務調査にも使用しているという点である。税務調査もデジタル化を図り効率的に行おうとしている⁷⁶。わが国の場合は、法人税と消費税の調査は同時に行われることが多い。シンガポールでは調査部門が法人税部門、個人所得税部門、消費税部門と別れており、消費税部門が120名と一番多く人員を配置して調査を行っている。

また、IRASが会計ソフトに一定の承認を与えて、デジタルインボイスと連動するように設計されているという事である。会計ソフトと連動することによって、一連の会計処理が効率化される。

さらに、シンガポールは、同じPeppolを採用しているオーストラリアと2020年にデジタル経済協定を結び、相互にデジタルインボイスを含めた情報を交換する枠組みを作っているという事である。今後は、Peppolを採用している国との連携を図る可能性が高いと思われる。

わが国の場合は、令和5年10月1日から、インボイス方式が運用されるため今後の運用状況によって変わってくる可能性がある。

V. おわりに

これまで、シンガポールにおけるGSTの現況

を把握し、インボイスの状況やデジタルインボイスについて検討を加えた。さらに、GSTにおける調査やGSTをめぐる詐欺を紹介して、その詐欺に対応する方法を紹介してきた。またGSTの脱税についての対処方法を報告した。

わが国でも、デジタルインボイスについて、2023年10月1日より、Peppol方式を導入しようとしている。

シンガポールでは、Peppol方式を採用することによって、物理的な文書の代わりにデジタル文書を使用することで、企業の効率を改善し、コストを削減し、緑の環境を保全するのに役立つことを目的としている⁷⁷。

スイスの調査機関であるBillentisの調査によると、インボイスは世界で約3,700億万枚流通していると推計され、デジタルインボイスにすることによって処理コストを50-80%削減できるとしている⁷⁸。

それによって、一連の社内処理を自動化・合理化してきていることから、その結果として、大幅なコスト削減が実現できることとなるようである。会計処理は大幅に自動化され、承認プロセスは簡素化および合理化される。支払いはタイムリーにスケジュール化され、税務調査は自動化されることとなった。

このように、デジタルインボイスを導入した場合、デジタル化という観点から、デジタルデータを最大限に活用して、経理などの関連システムと連携している。また、税務調査もこのデジタルインボイスを活用して、調査手続きの一部を自動化して、効率化を図っている。このように、デジタル化の恩恵を最大限に享受しようとしている。

ただ、シンガポールにおいても、2018年に導入されて間もないことから、今後の実証結果は待たれるところである⁷⁹。

このようなシンガポールの事例を見ると、わ

が国の場合も、インボイス方式導入の早い段階で、デジタルインボイスを基にしたデジタルデータを関連業務で活用できるようなシステムを構築していくことが、事業者にとっても国にとっても重要であると考えられる。

その上、「紙」(アナログ)と「デジタル」の共存は、かえって効率化を阻害するため、出来るだけ早期に「完全なデジタル化」を推進していくことが必要である。

注

- 1 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/basic_01.html。令和5年3月19日最終確認。
- 2 EUでは、それまで、メンバー国ごとに異なっていたデジタルインボイスについて、1998年に調和を図る動きが見られた。
Ecofin Council of June 1998, COM 595 final, 25.11.1998, pp. 2-3 (1998) .
- 3 https://www.peppolguide.sg/。令和5年3月27日最終確認。
- 4 わが国のデジタルインボイスについては、デジタルインボイス推進協議会 (E-Invoice Promotion Association EIPA) が2020年7月29日に発足して、デジタルインボイスの標準仕様を策定・実証し、普及させることを目的として活動している。
https://www.eipa.jp/about-us。令和5年3月27日最終確認。
- 5 https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/basics-of-gst。令和5年3月27日最終確認。
- 6 https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/basics-of-gst/goods-and-services-tax-(gst)-what-it-is-and-how-it-works。令和5年3月27日最終確認。
- 7 https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/basics-of-gst/goods-and-services-tax-(gst)-what-it-is-and-how-it-works。令和5年3月27日最終確認。
- 8 IRASホームページ、注記6) 参照。
- 9 Glenn P.Jenkins and Rup Khdka “Value Added Tax Policy and Implementation in Singapore”, Vat Monitor Vol.9 No.2 March/April 1998, p.35.
- 10 シンガポールでは、人件費の水準が高いことから、資本集約型産業、知識集約型産業での投資案件が目立つ。研究開発業務、アジア域内における地域統括・支

- 援サービス業務などを行う企業に加えて、ASEAN市場進出の足掛かりとするスタートアップによる投資も多い。なお、ジェトロの調査では、人件費の高騰、ビザ・就労許可取得の困難さ・煩雑さ、土地/事務所スペースの不足、地価/賃料の上昇、従業員の離職率の高さなどが掲げられている。日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。 https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/basic_01.html。
令和5年3月19日最終確認。
- 11 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 12 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 13 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 14 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 15 [https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-\(gst\)/basics-of-gst/goods-and-services-tax-\(gst\)-what-it-is-and-how-it-works](https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/basics-of-gst/goods-and-services-tax-(gst)-what-it-is-and-how-it-works)
令和5年3月27日最終確認。
- 16 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 17 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 18 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 19 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 20 [https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-\(gst\)/basics-of-gst](https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/basics-of-gst)
令和5年3月21日最終確認。
- 21 [https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-\(gst\)/basics-of-gst/invoicing-price-display-and-record-keeping](https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/basics-of-gst/invoicing-price-display-and-record-keeping)
令和5年3月21日最終確認。
- 22 IRASホームページ、注記20) 参照。
- 23 IRASホームページ、注記20) 参照。
- 24 IRASホームページ、注記20) 参照。
- 25 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 26 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 27 日本貿易振興機構 (Jetro)、ホームページ。注記1) 参照。
- 28 [https://www.iras.gov.sg/media/docs/default-source/e-tax/etaxguide_gst_gst-general-guide-for-businesses\(1\).pdf?sfvrsn=8a66716d_72p.23](https://www.iras.gov.sg/media/docs/default-source/e-tax/etaxguide_gst_gst-general-guide-for-businesses(1).pdf?sfvrsn=8a66716d_72p.23)。
令和5年3月28日最終確認。
- 29 IRASホームページ、7.1.4、注記28) 参照。
- 30 IRASホームページ、7.1.5~7.1.7、注記28) 参照。
- 31 IRASホームページ、7.2.1、注記28) 参照。
- 32 IRASホームページ、7.3.1~7.3.2、注記28) 参照。
- 33 シンガポールのデジタルインボイスの概要については、下記のホームページをまとめたものである。
<https://www.peppolguide.sg/billing/bis/>
令和5年3月21日確認。
- 34 <https://peppol.eu/about-openpeppol/>
令和5年3月21日最終確認。
- 35 デジタルインボイス推進協議会ホームページ、注記4) 参照。
- 36 デジタルインボイス推進協議会ホームページ、注記4) 参照。
- 37 <https://peppol.eu/what-is-peppol/peppol-country-profiles/singapore-country-profile/>
令和5年3月21日確認。
- 38 ここでいう、緑の保全とは、例えば、紙を使用しないことによる樹木を保護することによって、緑が保全されることを意味している。
- 39 Ingo Schlegel, "Simplified VAT invoicing requirements and electronic invoicing", ERA Forum, pp. 250-263 (19 May 2011) .
- 40 <https://www.peppoldirectory.sg/faq>
令和5年3月27日最終確認。
- 41 例えば、自動車メーカーのHondaを検索すると、1社ヒットした。
イ. 企業名は、HONDA REGIONAL CENTERと表示される。
ロ. Peppol IDとして、0195 : SGUEN53342970Jが表示される。
ハ. 登録日は2020年4月16日と示されている。
ニ. 対応しているデジタルドキュメントとして、SG PEPPOL BIS Billing 3.0 Credit Note (169) とSG PEPPOL BIS Billing 3.0 Invoice (168) が記されている。
<https://www.peppoldirectory.sg/faq>。
令和5年3月27日最終確認。
- 42 <https://www.peppoldirectory.sg/faq>。
令和5年3月27日最終確認。
- 43 ただし、オプション等で付加することは可能と思われる。
- 44 東京税理士会国際部「2022年シンガポール税制等視察報告書」東京税理士会、59-60ページ。以下は、この報告書をまとめている。
- 45 [https://www.iras.gov.sg/digital-collaboration/for-tax-agents/seamlessfilingfromsoftware-\(sffs\)-for-tax-agents](https://www.iras.gov.sg/digital-collaboration/for-tax-agents/seamlessfilingfromsoftware-(sffs)-for-tax-agents)。JETRO、ビジネス短信、07ec51d5742a48ff

- 令和5年3月31日最終確認。
- 46 日本貿易振興機構(Jetro)、ホームページ。https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/07ec51d5742a48ff.html
令和5年3月31日最終確認。
- 47 https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/getting-it-right/gst-audits-by-iras/results-of-past-audits.
令和5年3月31日最終確認。
- 48 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 49 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 50 EUにおけるMTFの事例については、下記の文献を参照のこと。Sebastian Pfeiffer・Pavel Semerád, “Missing Trader Fraud”, MENDELU Working Papers in Business and Economics 41/2013.
- 51 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 52 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 53 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 54 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 55 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 56 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 57 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 58 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 59 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 60 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 61 IRASホームページ、注記47) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 62 https://www.iras.gov.sg/taxes/goods-services-tax-(gst)/getting-it-right/tax-evasion-or-fraud/reporting-tax-evasion-or-fraud.
令和5年3月31日最終確認。
- 63 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 64 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 65 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 66 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 67 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 68 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 69 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 70 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 71 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 72 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 73 IRASホームページ、注記62) 参照。令和5年3月31日最終確認。
- 74 デジタル庁ホームページ。https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice/
令和5年3月31日最終確認
- 75 デジタル庁ホームページ、注記74) 参照。
- 76 Alice Jones, “Taxpayers await EU public consultation on standardising e-invoicing”, International Tax Review, Jan 19 2022.
- 77 ここでいう、緑の保全とは、例えば、紙を使用しないことによる樹木を保護することによって、緑が保全されることを意味している。
- 78 http://www.billentis.com/e-invoicing_ebilling_market_report_EN.htm(last visited 1 September, 2018).
令和5年3月31日最終確認。
- 79 東京税理士会国際部でシンガポールの税制視察の際に聞き取り調査したところ、デジタルインボイスのオーストラリアとの連携については、まだ実務面では進んでいないようである。また、Peppolの定着状況もあまり進捗していないようであるとの報告を受けた。注記44) 参照。